

# 大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(平成6年3月28日条例第6号)  
改正 平成8年6月27日条例第20号  
平成10年6月29日条例第14号  
平成11年6月28日条例第21号  
平成12年3月28日条例第11号  
平成13年9月28日条例第14号  
平成17年3月30日条例第19号  
平成19年3月15日条例第19号  
平成19年9月28日条例第34号  
平成22年3月30日条例第8号  
平成22年12月27日条例第26号  
平成23年12月27日条例第15号  
平成25年6月28日条例第18号  
平成27年12月25日条例第28号  
平成29年9月28日条例第11号  
平成30年9月27日条例第24号

(趣旨)

**第1条** この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

**第2条** この条例は、地区計画において地区整備計画が定められた別表第1に掲げる区域（以下「地区整備計画区域」という。）に適用する。

(建築物の用途の制限)

**第3条** 地区整備計画区域内においては、別表第2(イ)欄に掲げる計画地区（地区整備計画において、地区整備計画区域が2以上の地区に区分されている場合においては、区分されたそれぞれの地区をいう。以下同じ。）の区分に応じて、同表(ウ)欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

(平10条例14・一部改正)

(建築物の敷地面積の最低限度)

**第4条** 建築物の敷地面積は、別表第3(イ)欄に掲げる計画地区の区分に応じて、同表(ウ)欄に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合は、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定の改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

3 第1項の規定は、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1

の敷地として使用するものには、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項に定める敷地面積の最低限度に違反していた敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該最低限度に違反することとなった土地

(2) 第1項に定める敷地面積の最低限度に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

(平10条例14・一部改正、平11条例21・旧第4条繰下・一部改正、平19条例19・一部改正、平23条例15・旧第6条繰上・一部改正)

(壁面の位置の制限)

**第5条** 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、別表第4(イ)欄に掲げる計画地区の区分に応じて、同表(ウ)欄に掲げる数値以上でなければならない。

(平8条例20・追加、平11条例21・旧第4条の2繰下・一部改正、平13条例14・一部改正・平23条例15・旧第7条繰上・一部改正)

(建築物の高さの最高限度)

**第6条** 建築物の高さは、別表第5(イ)欄に掲げる計画地区の区分に応じて、同表(ウ)欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 前項の建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは算入しない。

(平8条例20・一部改正、平11条例21・旧第5条繰下・一部改正・平23条例15・旧第8条繰上・一部改正)

(建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合の措置)

**第7条** 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合において、当該建築物の敷地の過半が当該地区整備計画区域に属するときは、当該建築物又はその敷地の全部について、第3条及び第4条の規定を適用する。

(平11条例21・旧第6条繰下・一部改正・平23条例15・旧第9条繰上・一部改正)

(建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合の措置)

**第8条** 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合においては、当該建築物又はその敷地の全部について、その敷地の過半が属する計画地区に係る第3条及び第4条の規定を適用する。

(平11条例21・旧第7条繰下・一部改正・平23条例15・旧第10条繰上・一部改正)

(1の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

**第9条** 法第86条第1項若しくは第2項若しくは法第86条の2第1項の規定により認定を受けた建築物又は法第86条第3項若しくは第4項若しくは法第86条の2第2項若しくは第3項の規定により許可を受けた建築物に対する第5条及び第6条第1項（別表第5(ア)欄に掲げる南林間駅西地区地区整備計画区域に限る。）の規定の適用については、当該認定又は許可を受けた一団地を当該認定又は許可を受けた1又は2以上の構えを成す建築物の1の敷地とみなす。

(平17条例19・追加・平23条例15・旧第11条繰上・一部改正)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

**第10条** 法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この条にお

いて同じ。)の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第3条の規定(同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の第3条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 用途の変更(建築準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。)を伴わないこと。

2 法第3条第2項の規定により第3条、第5条又は第6条第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替(第3条の規定については、当該建築物の用途の変更(政令第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。)を伴わないものに限る。)をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条、第5条又は第6条第1項の規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物又は建築物の部分について、次に掲げる範囲内において増築する場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条の規定は、適用しない。

- (1) 増築が基準時(法第3条第2項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物又は建築物の部分について、法第3条第2項の規定により引き続き第5条の規定(同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。)における敷地内におけるものであること。
- (2) 増築に係る部分が第5条の規定による壁面の位置の制限を受ける部分を含まないものであること。

(平8条例20・一部改正、平11条例21・旧第8条繰下・一部改正、平17条例19・旧第11条繰下・一部改正、平19条例34・一部改正・平23条例15・旧第12条繰上・一部改正・平成27年・一部改正)

(適用除外)

**第11条** この条例の規定は、次に掲げる建築物及びその敷地については、適用しない。

- (1) 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
- (2) 市長が当該地区計画の目標等に照らして、建築物の利用上の必要性、土地利用の状況等を考慮し、やむを得ないと認めて許可したもの

2 市長は、前項各号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ大和市建築審査会に諮問しなければならない。

(平11条例21・旧第9条繰下、平12条例11・一部改正、平17条例19・旧第12条繰下・平23条例15・旧第13条繰上・一部改正)

(罰則)

**第12条** 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条又は第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第4条第1項の規定に違反することになった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者
- (3) 第5条又は第6条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用い

いで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物の工事施工者)

(4) 法第87条第2項において準用する第3条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

(平8条例20・一部改正、平11条例21・旧第10条繰下・一部改正、平17条例19・旧第13条繰下・一部改正・平23条例15・旧第14条繰上・一部改正)

(両罰規定)

**第13条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

(平11条例21・旧第11条繰下、平17条例19・旧第14条繰下・平23条例15・旧第15条繰上・一部改正)

(委任)

**第14条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平11条例21・旧第12条繰下、平17条例19・旧第15条繰下・平23条例15・旧第16条繰上・一部改正)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定の告示の日までの間は、改正法第2条の規定による改正後の建築基準法（以下「新建築基準法」という。）第52条第1項（第5号を除く。）、第53条第1項（第3号及び第4号を除く。）並びに第87条第2項（新建築基準法第48条第1項から第12項までの規定の準用に関する部分に限る。）の規定は適用せず、改正法第2条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧建築基準法」という。）第52条第1項（第5号を除く。）、第53条第1項（第3号及び第4号を除く。）並びに第87条第2項（旧建築基準法第48条第1項から第8項までの規定の準用に関する部分に限る。）の規定によるものとする。

(大和市建築審査会条例の一部改正)

3 大和市建築審査会条例（昭和60年大和市条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

**附 則**（平成8年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成10年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成11年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成12年条例第11号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年条例第14号）  
この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年条例第19号）  
（施行期日）

- 1 この条例中第4条の改正規定及び第5条の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成16年法律第67号）の施行の日から施行する。
- 2 第13条第1項の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成19年条例第19号）  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の次に第4項及び第5項を加える改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年条例第34号）  
この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成22年条例第8号）  
この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成22年条例第26号）  
この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年条例第15号）  
この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年条例第18号）  
この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年条例第50号）  
この条例は、公布の日から施行する。略

**附 則**（平成29年条例第11号）  
この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成30年条例第24号）  
この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（平8条例20・平10条例14・平11条例21・平13条例14・平19条例34・平22条例8・一部改正・平25条例18・一部改正・平29条例11・平30条例24・一部改正）

名 称	区 域
渋谷北部地区地区整備計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された渋谷北部地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
南林間駅西地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南林間駅西地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
神明若宮地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神明若宮地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
渋谷南部地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された渋谷南部地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
千本桜地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千本桜地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
下鶴間高木地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された下鶴間高木地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
下鶴間山谷北地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された下鶴間山谷北地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
つきみ野6丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたつきみ野6丁目地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
下福田地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された下福田地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
下鶴間山谷南地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された下鶴間山谷南地区地区計画において地区整備計画が定められた区域

別表第2（第3条関係）

（平8条例20・平10条例14・平13条例14・平19条例34・平22条例8・平22条例26・一部改正・平23条例15・一部改正・平25条例18・一部改正・平29条例11・平30条例24・一部改正）

(あ)	(い)	(う)
地区整備 計画区域	計画地区	建築してはならない建築物
渋谷北部 地区地区 整備計画 区域	A地区	(1) 学校、図書館その他これらに類するもの (2) 公衆浴場
	B地区	(1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (2) 病院
	C地区	(1) ボーリング場、スケート場又は水泳場その他これらに類するもの (2) ホテル又は旅館 (3) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (4) 自動車教習所
	D地区	(1) ホテル又は旅館 (2) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (3) 自動車教習所
	E地区	(1) ホテル又は旅館 (2) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎
南林間駅 西地区地区 整備計画 区域	A地区	(1) 倉庫業を営む倉庫 (2) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (3) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
神明若宮 地区地区 整備計画 区域	全地区	(1) 学校、図書館その他これらに類するもの (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (4) 公衆浴場
渋谷南部 地区地区 整備計画 区域	A地区	(1) 学校、図書館その他これらに類するもの (2) 公衆浴場 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	B地区	(1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (2) 公衆浴場 (3) 病院 (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの及び2階以上の部分をその用途に供するもの

	C地区	<p>(1) 工場(店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するもので、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。)</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 法別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの及び3階以上の部分をその用途に供するもの</p>
	D地区	<p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p>
	E地区	<p>(1) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(2) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</p> <p>(5) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>
	F1地区 及びF2 地区	<p>(1) 1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供するもの(廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもの及び自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の部分を除く。)</p> <p>(2) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</p> <p>(6) ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>
	G地区	<p>(1) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(2) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</p>
千本桜地区 地区整備 計画区域	A地区	<p>(1) 住宅で3以上の住戸又は住室を有するもの</p> <p>(2) 共同住宅で3以上の住戸若しくは住室を有するもの、寄宿舍又は下宿</p> <p>(3) 学校</p> <p>(4) 公衆浴場</p>



	B地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅で3以上の住戸又は住室を有するもの</li> <li>(2) 事務所、店舗又は飲食店その他これらに類するもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下で住宅に附属するものを除く。）</li> <li>(3) 共同住宅で3以上の住戸若しくは住室を有するもの、寄宿舍又は下宿</li> <li>(4) 学校</li> <li>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>(6) 公衆浴場</li> <li>(7) 病院</li> <li>(8) 工場（その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下で住宅に附属するものを除く。）</li> <li>(9) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</li> <li>(10) ホテル又は旅館</li> <li>(11) 自動車教習所</li> <li>(12) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</li> <li>(13) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</li> <li>(14) 自動車車庫（前各号の建築物以外の建築物に附属するものを除く。）</li> </ul>
	C地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</li> <li>(2) ホテル又は旅館</li> <li>(3) 自動車教習所</li> <li>(4) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</li> <li>(5) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が29平方メートル以下のもの</li> </ul>
下鶴間高木地区地区整備計画区域	全地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校、図書館その他これらに類するもの（近隣住民を対象とした集会所は除く。）</li> <li>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>(3) 公衆浴場</li> </ul>
下鶴間山谷北地区地区整備計画区域	全地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校、図書館その他これらに類するもの</li> <li>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>(3) 公衆浴場</li> </ul>
つきみ野6丁目地区地区整備計画区域	A地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共同住宅又は長屋のうち3以上の住戸を有するもの又は住戸の部分の床面積が55平方メートル以下のもの</li> <li>(2) 寄宿舍又は下宿</li> <li>(3) 学校</li> <li>(4) 床面積の合計が150平方メートルを超える保育所</li> <li>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>(6) 公衆浴場</li> </ul>
下福田地区地区整備計画区域	A地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が25平方メートル以下のもの</li> <li>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>(3) 公衆浴場</li> </ul>

	B地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が25平方メートル以下のもの</li> <li>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>(3) 公衆浴場</li> <li>(4) 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校</li> <li>(5) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が250平方メートルを超えるもの</li> <li>(6) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</li> <li>(7) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</li> <li>(8) ホテル又は旅館</li> <li>(9) 自動車教習所</li> <li>(10) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</li> <li>(11) 自動車修理工場</li> <li>(12) 集会場</li> <li>(13) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</li> <li>(14) 事務所（その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。）</li> </ul>
下鶴間山谷南地区 地区整備 計画区域	A地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が25平方メートル以下のもの</li> <li>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>(3) 公衆浴場</li> </ul>
	B地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が25平方メートル以下のもの</li> <li>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>(3) 公衆浴場</li> <li>(4) 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校</li> <li>(5) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</li> <li>(6) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</li> <li>(7) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</li> <li>(8) ホテル又は旅館</li> <li>(9) 自動車教習所</li> <li>(10) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</li> <li>(11) 自動車修理工場</li> <li>(12) 集会場</li> <li>(13) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</li> <li>(14) 事務所（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。）</li> <li>(15) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>(16) カラオケボックスその他これらに類するもの</li> <li>(17) 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するもので、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。）</li> </ul>

別表第3（第4条関係）

（平10条例14・一部改正、平11条例21・旧別表第3線下・一部改正、平13条例14・平19条例34・平22条例8・平22条例26・一部改正・平23条例15・旧別表第5線下・一部改正・平25条例18・一部改正・平29条例11・平30条例24・一部改正）

（あ）	（い）	（う）
地区整備計画区域	計画地区	建築物の敷地面積の最低限度
渋谷北部地区地区整備計画区域	A地区	100平方メートル
	B地区、C地区、D地区及びE地区	130平方メートル
神明若宮地区地区整備計画区域	全地区	130平方メートル
渋谷南部地区地区整備計画区域	A地区、B地区、C地区、D地区及びF2地区	100平方メートル
	E地区、F1地区及びG地区	65平方メートル
千本桜地区地区整備計画区域	A地区及びB地区	110平方メートル
	C地区	90平方メートル
下鶴間高木地区地区整備計画区域	全地区	120平方メートル
下鶴間山谷北地区地区整備計画区域	全地区	125平方メートル
つきみ野6丁目地区地区整備計画区域	A地区	150平方メートル
下福田地区地区整備計画区域	全地区	120平方メートル
下鶴間山谷南地区地区整備計画区域	全地区	125平方メートル

別表第4（第5条関係）

（平8条例20・追加、平10条例14・一部改正、平11条例21・旧別表第4線下・一部改正、平13条例14・平19条例34・平22条例8・平22条例26・一部改正・平23条例15・旧別表第6線上・一部改正・平25条例18・一部改正・平29条例11・平30条例24・一部改正）

(あ)	(い)	(う)
地区整備計画区域	計画地区	壁面の位置の制限
南林間駅西地区地区整備計画区域	A地区	外壁等の面から大和都市計画道路3・4・7号南林間座間線の道路境界線までの距離にあつては、0.75メートル（地盤面から高さ2.5メートル以上の部分は除く。）
神明若宮地区地区整備計画区域	全地区	<p>外壁等の面から道路境界線（地区計画の計画図に表示された部分に限る。ただし、隅切り部分を除く。）までの距離は、1.0メートル。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>
渋谷南部地区地区整備計画区域	E地区、F1地区、F2地区及びG地区	外壁等の面から道路境界線までの距離は、地区計画の計画図に表示された部分の壁面の位置の制限に応じて0.5メートル、1.0メートル（外壁等で地盤面から2.5メートル以上の部分を除く。）又は1.5メートル
千本桜地区地区整備計画区域	A地区及びB地区	<p>外壁等の面から道路境界線（隅切り部分を除く。以下同じ。）及び隣地境界線までの距離は、0.5メートル。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物への出入りのための通行専用に使されるポーチ</p> <p>(2) 出窓、バルコニー又は屋外階段の長さの合計が3.5メートル以下であるもの</p> <p>(3) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(4) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6メートル以下であるもの</p>

	C地区	<p>外壁等の面から大和都市計画道路3・5・7号中福田南庭線の道路境界線までの距離にあつては、0.75メートル、その他の道路境界線までの距離にあつては、0.5メートル、隣地境界線までの距離にあつては、大和都市計画道路3・5・7号中福田南庭線に接する敷地を除き0.5メートル。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物への出入りのための通行専用に使されるポーチ</p> <p>(2) 出窓、バルコニー又は屋外階段の長さの合計が3.5メートル以下であるもの</p> <p>(3) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(4) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6メートル以下であるもの</p>
下鶴間高木地区地区整備計画区域	全地区	<p>外壁等の面から道路境界線（地区計画の計画図に表示された部分に限る。ただし、隅切り部分を除く。）までの距離は、1.0メートル。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6メートル以下であるもの</p>
下鶴間山谷北地区地区整備計画区域	全地区	<p>外壁等の面から道路境界線（地区計画の計画図に表示された部分に限る。ただし、隅切り部分及び道路附属地を除く。）までの距離は、1.0メートル。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6メートル以下であるもの</p>

つきみ野6丁目地区地区整備計画区域	A地区	<p>外壁等の面から道路境界線（隅切り部分を除く。）及び隣地境界線までの距離は、0.75メートル（面積が150平方メートル未満の敷地にあつては、0.5メートル）。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫は除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6メートル以下であるもの</p>
下福田地区地区整備計画区域	全地区	<p>外壁等の面から道路境界線（地区計画の計画図に表示された部分に限る。ただし、隅切り部分を除く。）までの距離にあつては、0.75メートル（面積が120平方メートル未満の敷地を除く。）、隣地境界線までの距離にあつては、0.5メートル。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫は除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6メートル以下であるもの</p>
下鶴間山谷南地区地区整備計画区域	全地区	<p>外壁等の面から道路境界線（地区計画の計画図に表示された部分に限る。ただし、隅切り部分を除く。）までの距離にあつては、1.0メートル（面積が125平方メートル未満の敷地を除く。）、隣地境界線までの距離にあつては、0.5メートル。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6メートル以下であるもの</p>

別表第5（第6条関係）

（平8条例20・旧別表第4繰下・一部改正、平11条例21・旧別表第5繰下・一部改正、平13条例14・平19条例34・一部改正・平23条例15・旧別表第7繰上・一部改正・平29条例11・平30条例24・一部改正）

（あ）	（い）	（う）
地区整備計画区域	計画地区	建築物の高さの最高限度
渋谷北部地区地区整備計画区域	B地区	地盤面から18メートル
南林間駅西地区地区整備計画区域	A地区	建築物の各部分の高さは当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに20メートルを加えたもの
渋谷南部地区地区整備計画区域	B地区、C地区、F1地区	地盤面から18メートル
	D地区	地盤面から25メートル
	E地区、F2地区、及びG地区	地盤面から31メートル
千本桜地区地区整備計画区域	B地区	地盤面から12メートル
	C地区	地盤面から15メートル
下福田地区地区整備計画区域	B地区	地盤面から15メートル
下鶴間山谷南地区地区整備計画区域	B地区	地盤面から15メートル